

第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、管理型信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）のいずれかに該当する者

二 資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 定款又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するためには十分なものでない株式会社

五 人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない株式会社

2 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

(営業保証金)

第十一條 信託会社は、営業保証金を本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の営業保証金の額は、信託業務の内容及び受益者の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。

3 信託会社は、政令で定めるところにより、当該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつていてる金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 信託会社は、第一項の営業保証金につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託業務を開始してはならない。

6 信託の受益者は、当該信託に関する生じた債権に関し、当該信託の受託者たる信託会社に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 信託会社は、営業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第七条第三項の登録の更新がされた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた場合において信託財産の新受託者への譲渡若しくは帰属権利者への移転が終了したとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(変更の届出)

第十二条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 管理型信託会社は、第八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型信託会社登録簿に登録しなければなら

ない。

(業務方法書の変更)

第十三条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 管理型信託会社は、業務方法書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(商号)

第十四条 信託会社は、その商号中に信託という文字を用いなければならない。

2 信託会社でない者は、その商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保附社債信託法第五条第一項の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。

(名義貸しの禁止)

第十五条 信託会社は、自己の名義をもつて、他人に信託業を営ませてはならない。

(取締役の兼職の制限)

第十六条 信託会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営む場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

第二節 主要株主

(主要株主の届出)

第十七条 信託会社の主要株主（第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）となつた者は、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該信託会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第五条第二項第九号及び第十号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(措置命令)

第十八条 内閣総理大臣は、信託会社の主要株主が第五条第二項第九号イ若しくはロ又は第十号イからハま

でのいづれかに該当する場合には、当該主要株主に対し二月以内の期間を定めて当該信託会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ぜることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第十九条 信託会社の主要株主は、当該信託会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(信託会社を子会社とする持株会社に対する適用)

第二十条 前三条の規定は、信託会社を子会社（第五条第六項に規定する子会社をいう。第五十一条を除き、以下同じ。）とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三節 業務

(業務の範囲)

第二十一条 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業務（当該信託会社の業務方法書（第四条第二項第三号又は第八条第一項第二号の業務方法書をいう。）において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うも

のに限る。) を當むことができる。

- 2 信託会社は、前項の規定により當む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に當むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であつて、当該信託業務に関連するものを當むことができる。

- 3 信託会社は、前項の承認を受けようとするときは、當む業務の内容及び方法並びに当該業務を當む理由を記載した書類を添付して、申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 4 信託会社は、第二項の規定により當む業務の内容又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- 5 信託会社は、第一項及び第二項の規定により當む業務のほか、他の業務を當むことができない。

- 6 第三条の免許又は第七条第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により當む業務以外の業務を當む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該免許又は登録を受けたときには、当該業務を當むことにつき第二項の承認を受けたものとみなす。

(信託業務の委託)

第二十二条 信託会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、その受託する信託財産について、
信託業務の一部を第三者に委託することができる。

一 信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先（委託先が確定していない場合は、委託先
の選定に係る基準及び手続）が信託契約において明らかにされていること。

二 委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること。

三 委託に係る契約において、委託先が委託された財産を自己の固有財産と分別して管理することその他
の内閣府令で定める条件が付されていること。

2 信託会社が信託業務を委託した場合における第二十八条から第三十条まで（第二十九条第三項を除
く。）の規定及びこれらの規定に係る第八章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあ
るのは、「信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）」とする。

（信託業務の委託に係る信託会社の責任）

第二十三条 信託会社は、信託業務の委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害を賠償する
責めに任ざる。ただし、信託会社が委託先の選任につき相当の注意をし、かつ、委託先が委託を受けて行

う業務につき受益者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

(信託の引受けに係る行為準則)

第二十四条 信託会社は、信託の引受けに関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委託者に対し虚偽のことを告げる行為
- 二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 三 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
- 四 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足することを約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する行為（第三者をして当該行為を約させ、又は行わせる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失を補てんする場合を除く。）

五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

2 信託会社は、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならぬ。

(信託契約の内容の説明)

第二十五条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項を説明しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(信託契約締結時の書面交付)

第二十六条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行つたときは、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項を明らかにした書面を交付しなければならない。ただし、当該書面を委託者に交付しなくとも委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 信託契約の締結年月日

二 委託者の氏名又は名称及び受託者の商号

三 信託の目的

四 信託財産に関する事項

五 信託契約の期間に関する事項

六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項（第二条第三項各号のいずれにも該当しない信託については、信託財産の管理又は処分の方針を含む。）

七 信託業務を委託する場合には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）

八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要

九 受益者に関する事項

十 信託財産の交付に関する事項

十一 信託報酬に関する事項

十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項

十三 信託財産の計算期間に関する事項

十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項

十五 信託契約の解除に関する事項

十六 その他内閣府令で定める事項

2 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。

3 第一項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

(信託財産状況報告書の交付)

第二十七条 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合

は、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、受益者に対する前項の信託財産状況報告書の交付について準用する。

(信託会社の忠実義務等)

第二十八条 信託会社は、法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る受益者のため忠実に信託業務を行わなければならない。

2 信託会社は、信託の本旨に従い善良な管理者の注意をもつて信託業務を行わなければならない。

3 信託会社は、内閣府令で定めるところにより、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制その他信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制を整備しなければならない。

(信託財産に係る行為準則)

第二十九条 信託会社は、その受託する信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うこと。

二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うこと。

三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うこと。

四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

2 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがない場合を除き、次に掲げる取引をしてはならない。

一 自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。）と信託財産との間における取引

二 一の信託財産とそれ以外の信託財産との間の取引

3 信託会社は、前項各号の取引をした場合には、信託財産の計算期間ごとに、当該期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、当

該書面を受益者に対し交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 4 第二十六条第二項の規定は、受益者に対する前項の書面の交付について準用する。

(信託の公示の特例)

第三十条 信託会社が信託財産として所有する有価証券を固有財産として所有する有価証券と分別して管理する場合は、当該有価証券が信託財産であることを第三者に対抗することができる。

2 信託会社が信託財産として所有する登録社債等（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第三条第一項の規定により登録をした社債及び同法第十四条において準用する同法第三条第一項の規定により登録をした債権をいう。以下この項において同じ。）について同法第五条の移転の登録その他内閣府令・法務省令で定める登録を内閣府令・法務省令で定めるところにより信託財産である旨を明示してする場合は、同条及び信託法（大正十一年法律第六十二号）第三条第一項の規定の適用については、これらの登録を信託の登録とみなす。この場合において、信託会社が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者がその処分が信託の本旨に反することを知っていたとき、又は重大な

過失により知らなかつたとき限り、その処分を取り消すことができる。

3 信託会社が信託財産として所有する登録国債（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条第一項の規定により登録をした国債をいう。以下この項において同じ。）について同法第三条の移転の登録その他内閣府令・財務省令で定める登録を内閣府令・財務省令で定めるところにより信託財産である旨を明示してする場合は、信託法第三条第一項の規定の適用については、これらの登録を信託の登録とみなす。この場合において、信託会社が信託の本旨に反して当該登録国債を処分したときは、受益者は、处分の相手方及び転得者がその処分が信託の本旨に反することを知つていたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。

（信託財産に係る債務の相殺）

第三十一条 信託会社は、信託財産に属する債権で清算機関（証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第一条第十五項に規定する金融先物清算機関をいう。以下この項において同じ。）を債務者とするもの（清算機関が債務引受け（証券取引法第一百五十六条の三第一項第五号に規定する有価証券債務引受け業等又は金融先物取引法第三十七条第一項に規

定する金融先物債務引受け業等として行う債務引受けに限る。以下この項において同じ。)により債務者となつた場合に限る。)については、他の信託財産に属する債務(清算機関による債務引受けの対価として負担したものに限る。)と相殺をすることができる。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により相殺を行う信託会社は、当該相殺により信託財産に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責めに任ざる。

第四節 経理

(営業年度)

第三十二条 信託会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(営業報告書)

第三十三条 信託会社は、営業年度ごとに、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第三十四条 信託会社は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎営業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経過した日から一年間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(株主等の帳簿閲覧権の否認)

第三十五条 商法第一百九十三条ノ六及び第二百九十三条ノ八並びに有限会社法第四十四条ノ三の規定は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）の会計の帳簿及び資料（信託財産に係るものに限る。）については、適用しない。

第五節 監督

(合併の認可)

第三十六条 信託会社を全部又は一部の当事者とする合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 前項の認可を受けようとする信託会社は、合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社（第四項において「合併後の信託会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申

請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、合併契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、合併後の信託会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、合併後の信託会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

(新設分割の認可)

第三十七条 信託会社が新たに設立する株式会社に信託業の全部の承継をさせるために行う新設分割（次項において「新設分割」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、新設分割により設立される株式会社（第四項において「設立会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。